平成２６年（フ）第３２８号
大阪府守口市外島町６番西２―615号
債務者　西村　洋美
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２２号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目22番６号　エレガントヒルズ１号館103号
債務者　上林　友見（旧姓岩切）
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３５号
大阪市西成区長橋１丁目４番７―204号
債務者　山本　静子
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９３号
大阪府門真市中町11番95―805号
債務者　西山　光江(旧姓谷口・石川・古日山)
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１６号
大阪市平野区西脇２丁目９番34―803号
債務者　山本　俊則
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４７号
大阪府池田市五月丘３丁目５番125―302号
債務者　熊谷　一子
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６１号
大阪市住之江区中加賀屋４丁目５番20号107
債務者　横谷　和徳
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７０３号
大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号　大阪自彊館白雲寮
債務者　中村不二夫
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７３８号
大阪市東成区大今里２丁目34番３号　岡本ハイツ１号
債務者　満仲　桂子
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７３９号
大阪市生野区鶴橋４丁目５番16号
債務者　幸嶋　智恵
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０号
栃木県足利市五十部町1224番地16　ウィステリア103号、前住所栃木県足利市東砂原後町1042番地　さわらごハイム足利Ｂ２―４
債務者　岩崎　香織
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第６８号
東京都多摩市馬引沢２丁目３番地の17ウインコートソーワ105
債務者　長内　由香
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６５号
東京都八王子市緑町757番地３パークヒルハウス101号
債務者　田中　光惠
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５７１号
川崎市川崎区小田２丁目19番12号　きみや荘202、前住所川崎市川崎区本町２丁目12番地３　ルシオン多摩川303
債務者　名嘉　誠明
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５９９号
川崎市多摩区菅仙谷１―２―37　ヴィラ万次郎207号室、住民票上の住所川崎市多摩区菅稲田堤２丁目１番５号　ペアフォレスト306
債務者　松木　邦彦
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６１３号
川崎市幸区戸手４丁目12番10号
債務者　林　　栄洙
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係